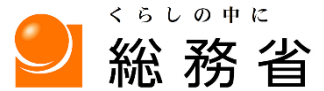


薬剤師国家試験の受験資格を取得するための 大学院博士課程のコースにおける一部期間の 奨学金申込みを認めてほしい。

－ 独立行政法人日本学生支援機構において、
当局のあっせんを踏まえた対応を実施 －



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和5年3月31日
近畿管区行政評価局

総務省近畿管区行政評価局は、以下の行政相談を受け付けました。

A国立大学には、薬学部の研究職等の養成などを目的とした学科を卒業した後、薬剤師国家試験の受験資格の取得を目指す学生のために、大学院博士課程の標準修業年限3年間に薬学実務実習を履修する1年間を加えた、計4年間の在学が必要なコースが設けられている（薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条に基づく、平成18～29年度までの間の大学入学者に対する経過措置）。

しかし、本コースの博士課程の4年目は標準修業年限を超える1年間に当たることから、「留年」の扱いとなり、成績が良好、不振にかかわらず、日本学生支援機構の無利息で貸与される第一種奨学金の申込資格がない。

本コースの博士課程4年目も申込資格を認めてほしい。

当局は、この行政相談について、行政苦情救済推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）（※1）の意見を踏まえて検討した結果、薬剤師国家試験の受験資格を取得するための大学院博士課程のコースにおける一部期間について、貸与奨学金の申込資格を認める方向で検討するよう、令和5年2月20日、独立行政法人日本学生支援機構にあっせんを行いました。（※2）

この結果、令和5年3月27日に、日本学生支援機構から、現在、薬学系の大学院を設置している全国の大学に対し実態把握をするためのアンケートを実施しており、その結果を踏まえて具体的な対応を検討する旨の回答がありました。（※3）

当局のあっせんに対する独立行政法人日本学生支援機構の回答

- 大学院博士課程（標準修業年限3年）に設けられた薬剤師国家試験の受験資格を取得するための経過措置コース（必要在学年数は最低4年）に在学する学生に対する第一種奨学金の貸与についての検討に際して、同コースの実態を把握する必要があることから、現在、薬学系の大学院を設置している全国の大学に対してアンケートを実施しているところであり、その結果を踏まえて具体的な対応を検討することとしたい。
- また、対応に際しては、該当学生や大学関係者にその内容が確実に伝わるよう、機構ホームページや事務連絡等を通じて周知を図ることとしたい。

（※1）行政苦情救済推進会議について、詳しくはこちら ⇒ <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kinki049.html>

（※2）日本学生支援機構に対して行ったあっせんについて、詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_content/000861977.pdf

（※3）当局では、日本学生支援機構における具体的な対応状況を、適切な時期に改めて確認する予定としています。

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

首席行政相談官室（担当：加藤、小藤）

電話：06-6941-8166

